

## 幼児教育推進プランの総括

### 1 第2次プランの取組の総括

#### 重点項目 1 幼児教育内容の一層の充実

##### (1) 「遊び」を通じた豊かな教育活動

目的	具体的な取組	取組の総括
○「5領域」の教育内容について理解を深めます。 ○子どもが自ら関わりたくなる保育環境を構成します。 ○特に、運動遊びに注力し体を動かして遊ぶ機会と時間を増やします。	①運動遊びの推進 ②指導計画の改善・充実 ③体験活動の充実 ④5領域の教育内容の充実	○「運動遊び」や「体験活動」については、各施設において特に意識的に実践し、運動遊びにより心身の健やかな発達と人と関わる力を育み、また、体験活動より好奇心や探求心などを育ててきました。 ○運動遊びや体験活動は、基礎的な体力など、子どもたちが幼児期に身に付けるべき力を複合的かつ効果的に育むことから、引き続き、取組を充実させていきます。 ○「遊び」は、子どもの生活そのものであり、かつ、思考力や想像力をかき立て子どもの非認知能力を向上させる重要な要素です。このことを踏まえ、「遊び」を通して5領域の内容を総合的に展開し、「幼児期に育みたい資質・能力」を身に付けることができるよう、幼児教育を進めていきます。

(参考：保育士・教職員アンケート 年度結果対比 (計画初年度と最終年度の前年度) )

※ 注記：令和元年度の結果は、参考数値です。

令和3年度数値に付している矢印は、平成28年度に対する結果の異動を表します。以下、同様に表記してあります。

項目	内容	平成28年度	(令和元年度) ※ 感染症拡大前	令和3年度
①運動遊びの推進	「運動遊び」について、適切な時間にわたって意図的に実施した。(年少クラス～年長クラスの平均)	81%	(↑ 91%)	↑ 86%
②指導計画の改善・充実	8割以上の保育者が指導計画の実施状況を評価・改善している園の割合	64%	(↓ 61%)	↓ 63%
③体験活動の充実	8割以上の保育者が成長につながる豊かな体験ができるよう活動を工夫している園の割合	79%	(↓ 65%)	↓ 72%
④5領域の教育・保育内容の充実	8割以上の保育者が教育・保育内容の充実を意識している園の割合	79%	(↑ 81%)	↓ 75%

(2) 特別な配慮が必要な子どもへの支援

目的	具体的な取組	取組の総括
<p>○支援が必要な児童の個性や特性を的確に把握しその子の持てる力を高めるよう支援します。</p> <p>○早期に気付き、支援につなげていくため、年中児発達参観を着実に実施します。</p> <p>○発達支援に係る職員の専門性の向上を図ります。</p>	<p>①子ども若者総合サポートシステムの充実</p> <p>②年中児発達参観の着実な実施</p> <p>③発達障がいに対する啓発活動の実施</p> <p>④発達支援コーディネーターを中心としたサポート体制の確立</p> <p>⑤ユニバーサルデザインの視点に立った保育環境の構成</p>	<p>○支援の必要性への早期の気付きと早期の支援開始のため実施している「年中児発達参観」については、市内のほぼすべての施設において実施し定着しました。(R3実績：31/32施設実施)</p> <p>○「三条っ子発達応援事業」の中で、「個別の発達支援計画」を作成し支援を進めていますが、一部の保護者からは理解を得ることができず当該計画を共有することが叶っていないケースもありました。(共有率：H28_84.5%→R3_87.8%)</p> <p>○「個別の発達支援計画」を保護者と共有できていない児童については、引き続き、保護者に対し働き掛けていきます。また、保育所等においてより的確な支援ができるよう、引き続き、支援の中心となる役割を果たす「発達支援コーディネーター」の知識・技術の向上を図っていきます。</p>

(参考：保育士・教職員アンケート 年度結果対比 (計画初年度と最終年度の前年度) )

項目	内容		平成28年度	(令和元年度) ※ 感染症拡大前	令和3年度
① 子ども若者サポートシステムの充実	園内での発達障がいの疑いへの早期の気づき、関係機関への連携方法の周知	いずれかの項目を実施	93%	(↑ 100%)	↑ 100%
	○保育者の専門的知識向上の取組の実施 ○全保育者が関係機関との連携の流れを理解 ○保育者間の情報共有やケース検討を実施	うち3項目実施	45%	(↓ 42%)	↓ 34%
② 年中児発達参観の着実な実施	年中児発達参観を実施した園の割合		94%	(↑ 97%)	↑ 97%
③ 発達障がいに対する啓発活動の充実	発達障がいに関する情報提供の実施	いずれかの項目を実施	94%	(↑ 100%)	↑ 100%
	○全保護者を対象に発達障がいの講話を実施 ○必要な保護者に個別で情報提供 ○園内にポスター・パンフ配置 ○市の相談窓口一覧の掲示	うち3項目以上実施	44%	(↑ 52%)	↓ 41%

④ 発達支援 コーディネーターを中心としたサポート体制の確立	保護者のサポート、関係機関との連携 ○園内の連携の調整や研修の実施 ○保護者の相談受付 ○関係機関との連携窓口 ○担任保育者への支援	いずれかの項目を実施	97%	(↑ 100%)	↑ 100%
		うち3項目以上実施	55%	(↑ 61%)	↓ 53%
⑤ユニバーサルデザインの視点に立った保育環境の構成	保育の環境構成の工夫 ○児童の意識集中のため保育者の背後壁面等に配慮 ○園内の生活習慣等について視覚面から支援 ○大きな音(楽器や大きな雑音等)への配慮 ○話し方や環境構成等、ユニバーサルデザインの工夫に関し園内で話し合いを実施	いずれかの項目を実施	97%	(→ 97%)	→ 97%
		うち3項目以上実施	36%	(↑ 48%)	↑ 47%

### (3) 教職員の資質や専門性の向上

目的	具体的な取組	取組の総括
○園内外研修や自己研鑽により保育の専門性を高めます。	①資質、専門性の向上のための研修の充実 ②一人一人の特性に応じた幼児教育の実施 ③保護者との信頼関係の構築	○新潟大学付属幼稚園等と連携し、共同研修を実施しました。(R2～3 はリモート実施) ○業務の都合が取れないなど、研修への参加が難しい状況もありました。 ○多くの職員が研修会等に参加できるよう、引き続きオンラインによる開催や施設内での実施等、参加しやすい手法を取り入れ、学ぶ機会を積極的に創設していく必要があります。 ○保育記録を取り、日々の振り返りを行うことで一人一人の特性に応じた保育を行っています。 ○保護者に日々の様子を伝えたり、アドバイスや相談対応を行うことで、保護者との信頼関係を構築しています。

〈参考：保育士・教職員アンケート 年度結果対比（計画初年度と最終年度の前年度）〉

項目	内容	平成28年度	(令和元年度) ※感染症拡大前	令和3年度	
①資質、専門性の向上のための研修の充実	園内・外研修の在り方を工夫 ○園内での保育の相互チェック ○各種園内保育の実施 ○各種園外研修への参加 ○園外研修で学んだことの園内での共有	いずれかの項目を実施	97%	(↑ 100%)	↑ 100%
		うち3項目以上実施	75%	(↑ 77%)	↑ 78%

②特性に応じた幼児教育の実施	子どもの様子の記録（メモ等）について、8割以上の保育者が実践している園の割合	85%	(↑ 90%)	↑ 94%
③保護者との信頼関係の構築	保護者へのアドバイスについて、8割以上の保育者が実践している園の割合	97%	(↓ 94%)	↓ 94%

#### (4) 信頼される幼稚園・保育所(園)づくり

目的	具体的な取組	取組の総括
○保育所等と家庭・地域との間で子どもの生活の連続性を保ちます。 ○家庭・地域との連携と情報共有に努め信頼される園づくりを図ります。	①評価サイクルによる保育所評価の実施 ②「保護者先生体験」の実施 ③学校評議員制度や苦情処理制度の活用	○保育所評価は毎年度実施しており、職員自身の振り返りや次年度以降の教育・保育活動に活かされていますが、一部の施設では実施されていません。 (R3 保育所評価実績：29/32 施設実施) ○評価と改善策を公表しそれを継続していくことが、保護者や地域から信頼される施設づくりにつながることから、すべての施設において評価が実施・公表されるよう引き続き働き掛けていきます。

〈参考：保育士・教職員アンケート 年度結果対比（計画初年度と最終年度の前年度）〉

項目	内容	平成28年度	(令和元年度) ※ 感染症拡大前	令和3年度
①評価サイクルによる保育所評価の実施	保育所評価を実施している園の割合	81%	(→ 81%)	↑ 91%
②保護者先生体験の実施	先生体験を実施した保育士数	392人	(↑ 472人)	↓ 76人

## 重点項目2 幼稚園・保育所(園)等と小学校の連携の推進

### (1) 確実な引継ぎ・継続的な支援

目的	具体的な取組	取組の総括
<p>○一人一人の個性・特性に応じたきめ細かな支援を小学校へ確実に引き継ぎます。</p> <p>○特に支援の必要な子どもについては、個別の発達支援計画を活用し継続的な支援を行います。</p>	<p>①個別の発達支援計画等の活用</p> <p>②子ども若者総合サポートシステムの啓発</p>	<p>○就学後も子どもたちの継続的な支援を行うため、「個別の発達支援計画」及び要録はすべての施設において作成し小学校に確実に引き継いでいます。</p> <p>○「三条っ子発達応援事業」の中で、「個別の発達支援計画」を作成し支援を進めていますが、一部の保護者からは理解を得ることができず当該計画を共有することが叶っていないケースもありました。(共有率：H28_84.5%→R3_87.8%) 〈再掲〉</p> <p>○「個別の発達支援計画」を保護者へ共有できていない児童については、引き続き保護者に対し働き掛けていきます。また、保育所等においてよりの確な支援ができるよう、引き続き支援の中心的な役割を果たす「発達支援コーディネーター」の知見の向上を図っていきます。〈再掲〉</p> <p>○子ども・若者総合サポートシステムに登録することで関係機関と連携したきめ細かな支援を提供できることから、保護者に対してシステム登録の効果を周知・説明していきます。</p>

〈参考：保育士・教職員アンケート 年度結果対比（計画初年度と最終年度の前年度）〉

項目	内容	平成28年度	(令和元年度) ※ 感染症拡大前	令和3年度
①個別の発達支援計画等の活用	「個別の発達支援計画計画」の小学校への引き継ぎを行っている園の割合	97%	(↑ 100%)	↑ 100%
③三条市子ども・若者総合サポートシステムの啓発	子ども・若者総合サポートシステムの紹介を行っている園の割合	73%	(↓ 68%)	↑ 91%

(2) 交流活動の推進

目的	具体的な取組	取組の総括
○子どもたちが意欲を持って小学校に入学できるよう、幼稚園、保育所(園)等と小学校との交流を推進します。	①幼保小交流活動の充実 ②幼保小連携合同会議の開催	○子どもたちが不安なく意欲を持って小学校に入学できるよう幼保小の交流活動はすべての施設で実施しており、小学校へのスムーズな接続が図られています。 ○しかし、令和2年度、3年度においては、交流活動は感染症禍による中止などにより、当初計画どおりの実施には至りませんでした。 ○交流活動の内容の質の向上を図っていくため、感染症禍においても実施できるよう、引き続き、取組の工夫を行っていきます。

(参考：保育士・教職員アンケート 年度結果対比 (計画初年度と最終年度の前年度) )

項目	内容		平成28年度	(令和元年度) ※ 感染症拡大前	令和3年度
①幼保小交流活動の充実	活動を振り返り課題に対する改善活動を実践している園の割合		100%	(↘ 97%)	↘ 87%
②幼保小連携合同会議の開催	交流活動後の児童の様子	いずれかの項目に該当	100%	(→100%)	↘ 97%
	○小学校等入学を楽しみにするようになった。 ○顔見知りが増え友達作りが積極的になった。 ○自発的に自分のことは自分でするようになった。 ○知的好奇心が育ってきた。	うち3項目以上に該当	76%	(↑ 94%)	↘ 50%
	職員交流活動の成果	いずれかの項目に該当	100%	(→100%)	↘ 94%
	○幼児教育や学校教育の違いや内容を知ることができた。 ○他施設や小学校等の行事等について知ることができた。 ○小学校等への子どもの情報の引継ぎがしやすくなった。 ○接続期の教育を意識し、実践した。	うち3項目以上に該当	97%	(↘ 87%)	↘ 63%

(3) 育ちのつながりを意識した指導

目的	具体的な取組	取組の総括
○子どもの育ちや学びの連続性・一貫性を確保するため、幼保小それぞれの良さを活かした保育・教育の充実を図ります。	①保育参観・授業参観の充実 ②「安心わくわくプログラム」「スタートモデルカリキュラム」の活用	○各園とも、就学前後の接続期における子どもの育ちや学びの連続性と一貫性を確保するための指針である「安心わくわくプログラム」及び「スタートモデルカリキュラム」を活用してきており、引き続き、接続期の活動内容を充実させていきます。 ○就学児童に係る情報の共有のため、「保育士の授業参観」や「学校教員の保育参観」は積極的に行われており、就学する子どもたちへの理解を深める場として有効に機能しています。 ○しかし、参観以外で保育士等や学校教員が子どもたちと関わる場や、子どもの育ちについて情報共有する場が少ないことから、参観に限らない交流の方法も検討していく必要があります。

〈参考：保育士・教職員アンケート 年度結果対比（計画初年度と最終年度の前年度）〉

項目	内容	平成28年度	(令和元年度)	令和3年度	
			※ 感染症拡大前		
① 保育参観・授業参観の充実	保育士が小学校等の授業参観に参加した園の割合	100%	(→ 100%)	▽ 75%	
	教員が保育参観に参加した学校の割合	67%	(↑ 84%)	↑ 72%	
② 安心わくわくプログラム、スタートモデルカリキュラムの活用	職員への周知と研修を実施した園の割合	年長児担任対象	(→ 61%)	↑ 88%	
		全職員対象	(↑ 19%)	▽ 3%	
	年長児担任の活用	安心わくわくプログラムのみ活用	58%	(↑ 65%)	▽ 53%
		安心わくわくプログラム、スタートモデルカリキュラム両方の活用	36%	(▽ 23%)	↑ 38%

### 重点項目3 家庭への支援の充実

#### (1) 家庭の教育力の向上支援

目的	具体的な取組	取組の総括
○子どもが育つ基盤である家庭での教育力の向上を目指し、保護者が自信を持って子育てを楽しんでいると感じることができる環境づくりに努めます。	①家庭教育講座の充実 ②すまいるファイルの活用 ③家庭への情報発信 ④家庭教育や子育てに関する相談の実施	○子どもの基本的な生活習慣や生活能力、人に対する信頼感や思いやり、社会的なマナーなどを身に付けるためには、家庭教育こそが重要な役割を果たしていることを、日常の保護者への連絡や行事の機会等を捉え啓発してきました。 ○しかし、家庭教育講座については、参加者から、講座回数を増やしてほしいなどの要望があるものの、講師の調整等の事情により要望に応えられていません。 ○家庭教育講座は保護者からは好評を得ており、保護者が子育てを改めて考えるきっかけとなっていることから、子育ての不安解消や眠育による基本的な生活習慣の定着等のこれまで実施してきたテーマを維持するほか、保護者のニーズに合わせ内容や開催方法の充実を図っていきます。

〈参考：保育士・教職員アンケート 年度結果対比（計画初年度と最終年度の前年度）〉

項目	内容		平成28年度	(令和元年度) ※ 感染症拡大前	令和3年度
①家庭教育講座の充実	園での講座の開催	独自開催した園の割合	67%	(↓ 61%)	↓ 50%
		市主催のみ実施した園の割合	50%	(↑ 52%)	↑ 66%
③家庭への情報発信	家庭教育のアドバイスや講座等事業への参加促進を行った園の割合		97%	(→ 97%)	↓ 94%
④家庭教育や子育てに関する相談の実施	相談機関の周知・紹介を行った園の割合		100%	(→ 100%)	→ 100%



(2) 地域の子育て支援の拠点化

目的	具体的な取組	取組の総括
○相談事業等を通じ、保護者が安心して子育てができるよう支援します。	①親子が気軽に交流できる拠点づくり ②子育て支援情報の発信 ③相談支援の実施と関係機関との連携 ④総合的な支援の推進	○子育て支援センターや子育て拠点施設では多くの講座やイベントを行い、親子のふれ合いや保護者間の交流を深める取組を実施してきました。こうした取組により児童・保護者に人と関わる楽しさや喜びを得る場を提供できています。しかし感染症禍の中、施設利用制限のため利用が大幅に減少しました。 ○子育て支援に係る情報発信では、子育て支援情報メールの利用者数が年々増加しているほか、若年世代が広く利用するツイッターを活用しています。さらに、ラインによる子育て相談も開始しました。子育て世代に対し必要な情報がよりの確に届くよう、SNS等のツールをより積極的・効果的に活用していく必要があります。

〈参考：保育士・教職員アンケート 年度結果対比（計画初年度と最終年度の前年度）〉

項目	内容	平成28年度	(令和元年度) ※ 感染症拡大前	令和3年度
①親子が気軽に交流できる拠点づくり	園庭の開放や交流活動を行った園の割合	91%	(↑ 97%)	↓ 66%
②子育て支援の情報発信	地域へ子育て情報の提供を行った園の割合	82%	(↑ 90%)	↑ 84%

## 2 これまでのプランの取組が果たした役割と課題

2期にわたって取り組んできた幼児教育推進プランにより、例えば絵本の読み聞かせや本市独自に立ち上げた食育の取組の推進など、5領域「健康・人間関係・環境・言葉・表現」の教育内容がより効果的に実施されてきました。

特に第2次プランにおいては、幼児の体力・運動能力の向上とともに社会性、感性、創造性等を育むために大切な要素である「遊び」に意識的に運動の要素を取り込む「運動遊び」の取組を推進し、家庭においても実践されるよう啓発にも努めてきました。

また、自然の中での親子「体験活動」の取組では、親子の触れ合いを促進しながら子どもの好奇心や探求心の涵養を図ってきました。

さらに、子どもの健やかな育ちに不可欠な要素である「睡眠」に着目し、家庭の教育力の向上を図りながら、子どもたちに規則正しい睡眠を身に付けさせる「眠育」の取組を広げてきました。

総じて第2次プランでは、第1次プランの5領域の教育内容を一層充実させていくことに加え、現代の子どもたちを取り巻く成育環境において不足しがちな要素にも焦点を当て、家庭と連携しながら対策を講じてきました。

また、小学校入学を迎える子どもたちが不安を和らげ滑らかに「接続期」を乗り越えられるよう、プランの取組として2期にわたって、幼稚園・保育所(園)等と小学校との連携体制・基盤を構築し、仕組みとして定着・浸透させました。

具体的には、幼稚園・保育所(園)等と小学校との連携の下で構築された「幼保小連携実務者会議」の体制や、この枠組みの中で、子どもたち同士はもちろん、年長児担任保育士等と1年生担任教員との幼保小「交流活動」の実践による育ちのつながりが意識される環境の形成です。

さらに、支援が必要な児童については、早期に特性に気付き、適切に寄り添っていくことが肝要であることから、「年中児発達参観」の取組や各保育所等に養成している「発達支援コーディネーター」による支援の枠組みを早くから構築し、「個別の発達支援計画」の作成と保育所(園)等から小学校へのその引継ぎなど、接続期における個に応じた手厚い見守りとケアの体制を定着させました。

子どもの過ごす環境が、周囲との関係性において、本質的に「密」となることを基本とする中、第2次プランの計画期間終盤において感染症禍により取組をしばらくの間足踏みさせざるを得ない局面もあったものの、幼児教育推進プランで推進してきた各般の取組は、「生きる力の基礎を育てる」ため、第1次プランから第2次プランにわたって、幼児教育の内容の充実を図り教育・保育の質を向上させてきたほか、子どもたちのライフステージの転換点をより滑らかに接続させるよう機能してきました。

他方で、この間の教育・保育を取り巻く環境の変化に目を向ければ、義務教育につながる幼児期における教育の在り方が、より一層着目され、幼稚園、保育所を問わず質の高い幼児教育を受けることの重要性が明確化されました。

具体的には、保育所保育指針、幼稚園教育要領等の同時改訂により、「育みたい3つの資質・能力」、「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」として幼児期において目指すべき保育の方向性が再整理され、教育部分の「共通化」が図られたことです。

改訂後の保育所保育指針では、指導計画に基づいて行う保育の「組織的・計画的な構成」と「保育実践の振り返り・自己評価」や「保育の改善」等が謳われ、通じて「専門性の向上」及び「保育の質の向上」を目指す必要性が記載されています。

従来からも保育所(園)においては教育的営みを実践してきたものの、これを踏まえれば、「子どもの見とり」「子ども(幼児)理解」に基づき環境構成される日々の保育の実践をどう「振り返って」、さらにどう次の保育につなげていくか、つまり幼児教育に言う「カリキュラム・マネジメント」を保育の範疇においてどう効果的に構築していくか、保育の基本的な運営の在り方を改めて考えていく必要があります。

また、それを担い保育の質の向上に向かい実践していくのは保育士であることから、その資質、専門性を更にどう向上させていくか、併せて考えていく必要があります。

これまでの取組により、支援の要否を問わずすべての児童に対する個に応じた適切な幼児教育を実践する体制と小学校へスムーズに接続できる基盤が構築でき、さらに「運動遊び」の取組や「眠育」の取組など、現代の子どもたちを取り巻く成育環境において補うべき要素についても方策を確立してきました。今後は、幼児教育そのものの質を向上していく上でのマネジメント手法に特に意を用いていく必要があります、それを担い実践していく保育士の資質、専門性の向上に、より一層注力していく必要があります。